

令和8年2月6日

令和8年

第2回米子市教育委員会臨時会議案

(当日配布分)

【議案第2号】

米子市教育委員会

令和 8 年第 2 回米子市教育委員会臨時会議案

目 次

議案第 2 号 米子市日吉津村中学校組合の解散、米子市立中学校の設置等に係る関係議案に対する意見について

議案第 2 号

米子市日吉津村中学校組合の解散、米子市立中学校の設置等
に係る関係議案に対する意見について

教育に関する事務に係る次の各議案を作成することについて、地方教育
行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条
の規定により、米子市教育委員会の意見を取りまとめる。

令和 8 年 2 月 6 日

米子市教育委員会

- 1 米子市日吉津村中学校組合規約を変更する協議について
- 2 米子市日吉津村中学校組合の解散に関する協議について
- 3 米子市日吉津村中学校組合の解散に伴う財産処分に関する協議につい
て
- 4 米子市日吉津村中学校組合と米子市との間の学校給食事務の委託の廃
止に関する規約を定める協議について
- 5 米子市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 米子市と日吉津村との学齢生徒の教育事務の委託に関する規約を定め
る協議について

議案第 号

米子市日吉津村中学校組合規約を変更する協議について

次のとおり米子市日吉津村中学校組合規約の一部を変更する協議をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和 年 月 日提出

米子市長 伊 木 隆 司

米子市日吉津村中学校組合規約の一部を改正する規約

米子市日吉津村中学校組合規約（昭和29年10月20日許可）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>（解散した場合の事務の承継）</u> <u>第13条 組合が解散した場合における事務の承継については、各市村の議会の議決を経て行う市村の協議により定める。</u>	[新設]
備考 表中の [] の記載は、注記である。	

附 則

この規約は、鳥取県知事の許可のあった日から施行する。

議案第 号

米子市日吉津村中学校組合の解散に関する協議について

米子市日吉津村中学校組合の解散に関し次の協議書のとおり協議することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和 年 月 日提出

米子市長 伊 木 隆 司

米子市日吉津村中学校組合の解散に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、米子市日吉津村中学校組合を解散することについて、次のとおり定める。

- 1 米子市日吉津村中学校組合（以下「組合」という。）は、令和8年3月31日をもって解散する。
- 2 組合の解散に伴う公文書の管理、未徴収金の徴収その他の事務は、米子市が承継する。
- 3 組合の解散時に組合が保管する歳計現金及び前項の徴収金は、米子市に帰属し、組合の共同処理する事務に要した費用の未払金その他の必要な経費を差し引いた額を、組合を組織する各市村（以下この項において「各市村」という。）の令和8年1月1日における米子市日吉津村中学校組合立箕蚊屋中学校の生徒数に^{あん}按分して各市村に配分する。
- 4 この協議書に定めるもののほか、組合の解散に関し必要な事項は、組合を組織する市村が協議して定める。

議案第 号

米子市日吉津村中学校組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

米子市日吉津村中学校組合の解散に伴う財産処分に関し次の協議書のとおり協議することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和 年 月 日提出

米子市長 伊 木 隆 司

米子市日吉津村中学校組合の解散に伴う財産処分に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、米子市日吉津村中学校組合の解散に伴う財産処分を次のとおり定める。

- 1 米子市日吉津村中学校組合（以下「組合」という。）が有する土地及び建物並びに物品並びに債権及び債務は、米子市に帰属し、米子市日吉津村中学校組合財政調整基金に属する現金（これから生ずる果実を含む。）は、別紙に定めるところにより組合を組織する各市村（以下「各市村」という。）に配分する。
- 2 処分する財産の内容は、別紙のとおりとする。

別紙

1 土地

土地の所在	地目	地籍
米子市下新印196番地4	宅地	6,856.00m ²
米子市下新印196番地5	宅地	280.00m ²
米子市下新印203番地2	宅地	585.00m ²
米子市下新印203番地4	宅地	2.80m ²
米子市下新印204番地2	宅地	4,639.00m ²
米子市下新印205番地1	宅地	2,368.00m ²
米子市下新印205番地2	宅地	153.00m ²
米子市下新印206番地1	宅地	750.00m ²
米子市下新印206番地2	宅地	744.00m ²
米子市下新印206番地3	宅地	319.00m ²
米子市下新印206番地4	宅地	484.00m ²
米子市下新印206番地5	宅地	418.00m ²
米子市下新印207番地1	宅地	79.00m ²
米子市下新印207番地	宅地	85.00m ²
米子市下新印208番地1	宅地	1,735.00m ²

米子市下新印 2 0 8 番地 2	宅地	1,909.00 m ²
米子市下新印 2 0 8 番地 3	宅地	1,449.00 m ²
米子市下新印 2 0 8 番地 4	宅地	58.00 m ²
米子市下新印 2 0 8 番地 5	宅地	16.00 m ²
米子市下新印 2 0 9 番地	宅地	98.00 m ²
米子市下新印 2 1 0 番地 4	宅地	18.00 m ²
米子市下新印 2 2 5 番地 7	宅地	1,725.00 m ²
米子市下新印 2 2 5 番地 8	宅地	327.00 m ²
米子市下新印 2 2 5 番地 9	宅地	4.32 m ²
米子市下新印 2 2 6 番地	宅地	21.00 m ²
米子市下新印 2 2 7 番地 1	宅地	302.00 m ²
米子市下新印 2 2 7 番地 2	宅地	739.00 m ²
米子市下新印 2 2 8 番地 1	宅地	1,145.00 m ²
米子市下新印 8 5 1 番地	宅地	170.00 m ²
米子市下新印 8 5 2 番地	宅地	41.00 m ²
米子市下新印 8 5 3 番地	宅地	210.00 m ²
米子市下新印 8 5 7 番地	宅地	205.00 m ²

2 建物

建物の名称	所 在	構 造	延床面積
管理普通教室棟 1 - 1	米子市下新印 1 9 6 番地 4	鉄筋コンクリート造 3 階建	1,139.00 m ²
管理普通教室棟 1 - 2	米子市下新印 1 9 6 番地 4	鉄筋コンクリート造 3 階建	932.00 m ²
屋内運動場	米子市下新印 1 9 6 番地 4	鉄骨造平屋建	936.00 m ²
プール付属室	米子市下新印 1 9 6 番地 4	コンクリートブロック造平屋建	20.00 m ²
管理普通教室棟 1 7	米子市下新印 1 9 6 番地 4	鉄筋コンクリート造 3 階建	258.00 m ²
武道場	米子市下新印 1 9 6 番地 4	鉄骨造平屋建	300.00 m ²
部室	米子市下新印 1 9 6 番地 4	コンクリートブロック造 2 階建	320.00 m ²
管理普通教室棟 2 2	米子市下新印 1 9 6 番地 4	鉄筋コンクリート造 3 階建	778.00 m ²
プロパン庫	米子市下新印 1 9 6 番地 4	コンクリートブロック造平屋建	2.00 m ²
倉庫 2 5	米子市下新印 1 9 6 番地 4	鉄骨造平屋建	99.00 m ²
特別教室棟 2 6	米子市下新印 1 9 6 番地 4	鉄筋コンクリート造 2 階建	1,690.00 m ²
灯油庫	米子市下新印 1 9 6 番地 4	コンクリートブロック造平屋建	3.00 m ²
渡廊下	米子市下新印 1 9 6 番地 4	鉄骨造平屋建	51.75 m ²

3 物品

品 名	数 量	品 名	数 量
ピアノ	2 台	チャイム	1 台

耐火庫	1 台	サッカーゴール	1 組
プリンター	1 台	ビデオプロジェクター	1 台
チューバ	2 台	移動式放送設備	1 式
ビブラフォーン	1 台	演台	1 台
ティンパニ	1 台	ホルン	1 台
マリンバ	1 台	バリトンサクソフォン	1 台
ドラムセット	1 台	アルトサクソフォン	1 台
空調設備	1 式	プロジェクター	1 台
クラリネット	2 台	電子黒板	1 台
トロンボーン	1 台		

4 負債（地方債）

名 称	期 間
平成 2 1 年度 学校教育施設等整備事業（箕蚊屋中学校・特別教室棟危険改築）	2 5 年
平成 2 2 年度 学校教育施設等整備事業（箕蚊屋中学校管理教室棟耐震補強）	2 5 年
平成 2 9 年度 武道場天井改修事業	1 0 年
平成 3 0 年度 箕蚊屋中学校空調設備整備事業	1 0 年
平成 3 0 年度 箕蚊屋中学校空調設備整備事業（繰越）	1 0 年

令和元年度	箕蚊屋中学校外壁改修事業	10年
令和元年度	学校教育施設等整備事業（義務教育諸学校及び高等学校等施設）	10年
令和2年度	箕蚊屋中学校管理・普通教室棟屋上防水改修工事	10年
令和3年度	屋内運動場屋根改修事業	10年
令和4年度	自転車進入路拡幅整備工事	10年
令和6年度	箕蚊屋中学校トイレ整備工事	10年

5 基金

米子市日吉津村中学校組合財政調整基金は、これを廃止する際に残額があるときは、各市村の令和8年1月1日における米子市日吉津村中学校組合立箕蚊屋中学校の生徒数に按分して各市村に配分する。

議案第 号

米子市日吉津村中学校組合と米子市との間の学校給食事務の委託の廃止に関する規約を定める協議について

米子市日吉津村中学校組合と米子市との間の学校給食事務の委託を廃止するため、次の規約を定める協議をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決を求める。

令和 年 月 日提出

米子市長 伊 木 隆 司

米子市日吉津村中学校組合と米子市との間の学校給食事務の委託に関する規約を廃止する規約

米子市日吉津村中学校組合と米子市との間の学校給食事務の委託に関する規約（昭和48年7月3日施行）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規約による廃止前の米子市日吉津村中学校組合と米子市との間の学校給食事務の委託に関する規約に基づき米子市日吉津村中学校組合が米子市に委託した事務の管理及び執行に係る収支は、この規約の施行の日の前日をもってこれを打ち切り、米子市長が、これを決算する。

3 前項の規定による決算に伴い剰余金を生じたときは、当該剰余金は、米子市日吉津村中学校組合の構成団体であった各市村（以下「各市村」という。）の令和8年1月1日における米子市日吉津村中学校組合立箕蚊屋中学校の生徒数に按分^{あん}して各市村に配分する。

議案第 号

米子市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり米子市立学校設置条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和 年 月 日提出

米子市長 伊 木 隆 司

米子市立学校設置条例の一部を改正する条例

米子市立学校設置条例（平成17年米子市条例第68号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
<p>（米子市立中学校の設置）</p> <p>第3条 米子市立中学校を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[省略]</td> </tr> <tr> <td>米子市立尚徳中学校</td> <td>米子市日原146番地</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td>米子市立箕蚊屋中学校</td> <td>米子市下新印196番地4</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[省略]</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[省略]		米子市立尚徳中学校	米子市日原146番地	米子市立箕蚊屋中学校	米子市下新印196番地4	[省略]		<p>（米子市立中学校の設置）</p> <p>第3条 米子市立中学校を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[省略]</td> </tr> <tr> <td>米子市立尚徳中学校</td> <td>米子市日原146番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[新設]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[省略]</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[省略]		米子市立尚徳中学校	米子市日原146番地	[新設]		[省略]	
名称	位置																				
[省略]																					
米子市立尚徳中学校	米子市日原146番地																				
米子市立箕蚊屋中学校	米子市下新印196番地4																				
[省略]																					
名称	位置																				
[省略]																					
米子市立尚徳中学校	米子市日原146番地																				
[新設]																					
[省略]																					
備考 表中の [] の記載は、注記である。																					

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 号

米子市と日吉津村との学齢生徒の教育事務の委託に関する規約を定める協議について

日吉津村から学齢生徒の教育事務を受託するため、次の規約を定める協議をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決を求める。

令和 年 月 日提出

米子市長 伊 木 隆 司

米子市と日吉津村との学齡生徒の教育事務の委託に関する規約

(教育事務の委託)

第1条 日吉津村は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の14第1項の規定に基づき、学齡生徒（学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齡生徒をいう。）の教育事務を米子市に委託する。

(委託事務の管理及び執行の方法)

第2条 前条の規定により日吉津村が米子市に委託する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、委託事務の管理及び執行について適用される米子市の条例、規則その他の規程（次項において「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

2 米子市長は、前項の条例等の制定又は改廃があったときは、遅滞なく、その旨を日吉津村長に通知するものとする。

(委託事務の経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、日吉津村の負担とし、日吉津村は、これを米子市に支払うものとする。

2 米子市長は、前項の経費の支払を請求するときは、当該経費の額及び納付の時期を記載した書類（これらの事項を記録した電磁的記録を含む。）を日吉津村長に送付するものとする。

(予算の計上)

第4条 米子市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、米子市歳入歳出予算において計上するものとする。

2 米子市長は、前項の規定により同項の収入及び支出を計上したときは、速やかに、その内容を日吉津村長に通知す

るものとする。

(決算後の措置)

第5条 米子市長は、法第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、当該決算の委託事務に関する部分を日吉津村長に通知するものとする。

(協議会の設置)

第6条 米子市及び日吉津村は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、協議により規約を定めて、協議会を設けるものとする。

(規定外事項)

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、米子市長と日吉津村長とが協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、米子市及び日吉津村がこの規約による事務の委託に係る法第252条の14第3項において準用する法第252条の2の2第2項の規定による告示をした日から施行する。

(事務の委託を廃止した場合の決算)

2 この規約による事務の委託を廃止した場合は、委託事務の管理及び執行に係る収支は、当該廃止の日をもってこれを打ち切り、米子市長が、これを決算する。この場合において、第3条の規定により日吉津村から支払を受けた金額が、委託事務の管理及び執行に要した経費の金額に対して超過し、又は不足するときは、米子市は、超過額に相当す

る金額を日吉津村に返還し、又は不足額に相当する金額を日吉津村から徴収するものとする。

(準備行為)

3 委託事務の管理及び執行のために必要な準備行為は、この規約の施行前においても行うことができる。